

学際融合グローバル研究者育成東北イニシアティブ「TI-FRISフェロー」の設備等利用
に関する申合せ

令和3年7月14日

研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長裁定

(趣旨)

第1条 この申合せは、科学技術人材育成費補助事業「世界で活躍できる研究者戦略育成事業」に採択された、学際融合グローバル研究者育成東北イニシアティブ（以下「TI-FRIS」という。）の育成対象者（以下、「TI-FRISフェロー」という。）の設備等の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象設備等)

第2条 東北大学研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター（以下「TSC」という。）の利用設備等及び利用料に関する内規第2条において利用料を定める設備等とする。

(利用料)

第3条 TI-FRISフェローの研究活動を促進するため、TI-FRISフェローが第2条に規定する設備等を利用する場合は、その所属にかかわらず、TSC設備等利用内規第10条第3項に基づき、学内利用料金を適用するものとする。

(利用者登録及び利用の申請)

第4条 本学以外のTI-FRISフェローは、TSC設備等利用内規により定める申請書により、学際科学フロンティア研究所長（TI-FRISプログラムマネージャー）を本学の紹介者として利用者登録及び利用の申請を行うこととする。なお、設備等の利用にあたっては、TSC利用内規を遵守することとする。

附 則

この申合せは、令和3年7月14日から施行する。